1 軽自動車税に関する調

(1) 課税台数及び調定額に関する調

区分＼年度					令和２年度				令和３年度				令和４年度			
					課税台数（台）		調定額（千円）		課税台数（台）		調定額（千円）		課税台数（台）		調定額（千円）	
					当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終
原動機付自転車	総排気量50cc以下				2,913	2,910	5,826	5,820	2,738	2,734	5,476	5,468	2,615	2,610	5,230	5,220
	特定小型原付				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	総排気量50cc超 90cc以下				282	282	564	564	299	299	598	598	308	308	616	616
	総排気量90cc超 125cc以下				537	537	1,289	1,289	558	558	1,339	1,339	574	572	1,378	1,373
	三輪以上 総排気量20cc超 50cc以下				98	98	362	362	96	96	355	355	100	100	370	370
	小計				3,830	3,827	8,041	8,035	3,691	3,687	7,768	7,760	3,597	3,590	7,594	7,579
	増減				－	△ 3	－	△ 6	－	△ 4	－	△ 8	－	△ 7	－	△ 15
軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車	二輪車・被牽引車			1,570	1,570	5,652	5,652	1,604	1,603	5,774	5,771	1,691	1,687	6,088	6,073
		旧税率	三輪車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			四輪車	乗用 営業用	0	0	0	0	1	1	6	6	1	1	5	5
				乗用 自家用	13,044	12,870	93,917	92,664	11,421	11,256	82,231	81,043	9,883	9,743	71,158	70,150
				貨物用 営業用	84	76	252	228	73	65	219	195	73	66	219	198
				貨物用 自家用	3,402	3,352	13,608	13,408	2,983	2,943	11,932	11,772	2,561	2,531	10,244	10,124
		重課	三輪車		1	1	4	4	1	1	5	5	1	1	4	4
			四輪車	乗用 営業用	1	0	8	0	1	0	8	0	2	1	16	8
				乗用 自家用	6,572	6,433	84,779	82,986	6,823	6,680	88,017	86,172	7,154	7,008	92,287	90,403
				貨物用 営業用	33	29	149	130	32	29	144	130	36	33	162	149
				貨物用 自家用	3,342	3,319	20,052	19,914	3,345	3,317	20,070	19,902	3,330	3,305	19,980	19,830
		新税率	三輪車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			四輪車	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				乗用 自家用	6,485	6,380	70,038	68,904	8,141	8,012	87,923	86,530	9,955	9,809	107,514	105,937
				貨物用 営業用	83	82	315	312	94	93	357	353	102	100	388	380
				貨物用 自家用	2,197	2,178	10,985	10,890	2,595	2,569	12,975	12,845	3,006	2,976	15,030	14,880
		軽課75％	三輪車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			四輪車	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				乗用 自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				貨物用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				貨物用 自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽課50％	三輪車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			四輪車	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				乗用 自家用	158	154	853	832	91	90	491	486	0	0	0	0
				貨物用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				貨物用 自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽課25％	三輪車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			四輪車	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				乗用 自家用	525	514	4,253	4,163	376	374	3,046	3,029	0	0	0	0
				貨物用 営業用	10	10	29	29	2	2	6	6	0	0	0	0
				貨物用 自家用	32	32	122	122	25	25	95	95	0	0	0	0
		専ら雪上を走行するもの			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小型特殊自動車	農耕作業用			3,453	3,453	8,287	8,287	3,435	3,434	8,244	8,242	3,446	3,442	8,270	8,261
		その他			851	842	5,021	4,968	888	879	5,239	5,186	933	924	5,505	5,452
	小計				41,843	41,295	318,324	313,493	41,931	41,373	326,782	321,768	42,174	41,627	336,870	331,854
	増減				－	△ 548	－	△ 4,831	－	△ 558	－	△ 5,014	－	△ 547	－	△ 5,016
二輪小型自動車					1,699	1,695	10,194	10,170	1,745	1,741	10,470	10,446	1,797	1,793	10,782	10,758
増減					－	△ 4	－	△ 24	－	△ 4	－	△ 24	－	△ 4	－	△ 24
合計					47,372	46,817	336,559	331,698	47,367	46,801	345,020	339,974	47,568	47,010	355,246	350,191
増減					－	△ 555	－	△ 4,861	－	△ 566	－	△ 5,046	－	△ 558	－	△ 5,055

（当初：各年度４月１日現在、最終：各年度３月31日現在）

令和５年度				令和６年度				令和７年度			
課税台数（台）		調定額（千円）		課税台数（台）		調定額（千円）		課税台数（台）		調定額（千円）	
当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終
2,494	2,490	4,988	4,980	2,355	2,350	4,710	4,700	2,232		4,464	
－	－	－	－	2	2	4	4	7		14	
312	313	624	626	328	328	656	656	339		678	
605	604	1,452	1,450	653	651	1,567	1,562	703		1,687	
99	99	366	366	96	96	355	355	101		374	
3,510	3,506	7,430	7,422	3,434	3,427	7,292	7,277	3,382		7,217	
－	△ 4	－	△ 8	－	△ 7	－	△ 15	－		－	
1,777	1,773	6,397	6,383	1,790	1,789	6,444	6,440	1,825		6,570	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	2	2	11	11	2		11	
8,562	8,444	61,646	60,797	7,304	7,198	52,589	51,826	5,845		42,084	
60	54	180	162	46	40	138	120	34		102	
2,128	2,107	8,512	8,428	1,731	1,716	6,924	6,864	1,325		5,300	
1	1	5	5	1	1	5	5	1		4	
5	3	41	25	8	7	66	57	9		74	
7,347	7,188	94,776	92,725	7,239	7,081	93,383	91,345	7,385		95,266	
39	33	176	148	36	33	162	149	40		180	
3,368	3,338	20,208	20,028	3,397	3,366	20,382	20,196	3,460		20,760	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	1	1	7	7	3		21	
11,262	11,094	121,630	119,815	12,603	12,421	136,112	134,147	13,911		150,239	
102	100	388	380	116	110	441	418	126		479	
3,396	3,364	16,980	16,820	3,806	3,770	19,030	18,850	4,163		20,815	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
35	34	95	92	23	23	62	62	7		19	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	7		9	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
3,406	3,403	8,174	8,167	3,373	3,370	8,095	8,088	3,335		8,004	
969	960	5,717	5,664	974	966	5,747	5,699	991		5,847	
42,457	41,896	344,925	339,639	42,450	41,894	349,598	344,284	42,469		355,784	
－	△ 561	－	△ 5,286	－	△ 556	－	△ 5,314	－		－	
1,884	1,880	11,304	11,280	1,947	1,944	11,682	11,664	1,990		11,940	
－	△ 4	－	△ 24	－	△ 3	－	△ 18	－		－	
47,851	47,282	363,659	358,341	47,831	47,265	368,572	363,225	47,841		374,941	
－	△ 569	－	△ 5,318	－	△ 566	－	△ 5,347	－		－	

(2) 減免に関する調

会津若松市税条例

（種別割の減免）

第89条第１項　市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

（身体障がい者等に対する種別割の減免）

第90条第１項　市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者（以下「身体障がい者」という。）又は精神に障がいを有し歩行が困難な者（以下「精神障がい者」という。）が所有する軽自動車等（身体障がい者で年齢18歳未満のもの又は精神障がい者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障がい者、当該身体障がい者若しくは精神障がい者（以下「身体障がい者等」という。）のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（１台に限る。）

(2) その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等

年度 / 減免事由	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	件数（件）	減免税額（円）	件数（件）	減免税額（円）	件数（件）	減免税額（円）	件数（件）	減免税額（円）	件数（件）	減免税額（円）	件数（件）	減免税額（円）
第89条第１項	61	467,300	60	471,600	61	468,600	59	477,100	63	533,900	69	602,400
第90条第１項(1)	430	3,992,300	445	4,220,600	437	4,247,800	444	4,455,000	436	4,420,600	434	4,455,800
第90条第１項(2)	55	321,600	54	319,100	48	282,800	58	361,200	59	359,800	64	411,600
合計	546	4,781,200	559	5,011,300	546	4,999,200	561	5,293,300	558	5,314,300	567	5,469,800

２ 市たばこ税に関する調

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
売り渡し本数（千本）	160,769	161,142	161,446	160,025	158,226
調定額（千円）	944,359	1,016,178	1,057,800	1,048,486	1,036,698
前年比	93.9%	107.6%	104.1%	99.1%	98.9%
特別徴収義務者数	3	4	2	3	2

令和２年10月１日から　6,122 円/千本

令和３年10月１日から　6,552 円/千本

３ 入湯税に関する調

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
入湯客数（人）	494,127	567,087	796,251	857,227	884,404
入湯税課税人数（人）	360,568	375,140	524,021	602,642	627,378
調定額（千円）	54,085	56,271	78,603	90,396	94,107
前年比	51.0%	104.0%	139.7%	115.0%	104.1%
特別徴収義務者数	27	27	27	26	25

150 円（１人１日）

ただし 令和７年10月１日から

令和17年９月30日までの期間　350 円（１人１日）

4 特別土地保有税に関する調

(1) 納税義務者等（地方税法第 585 条）

土地又はその取得に対し、当該土地所在の市町村において、当該土地の所有者または取得者に課する（同条第 1 項）。

・取得分 1 年・保有分 10 年で、計 11 年課税。

・基準面積（免税点）※

指定都市：2,000 ㎡以上

都市計画区域を要する市町村：5,000 ㎡

その他の市町村：10,000 ㎡

※特別土地保有税における基準面積とは免税点を表す。その合計面積がこれ以上になった場合、基準面積を超える部分だけでなく、その下積面積を含めて全体について課税される。

(2) 課税方式（地方税法第 593 条から第 599 条まで）

① 取得分　・基準面積（5,000 ㎡）以上の土地を 1 月 1 日又は７月 1 日前 1 年以内に取得した者に係る土地の取得に対して課するもの
・申告納付期限：それぞれの年の２月末日又は８月 31 日
・税額 ＝ 取得価格×3/100 － 不動産取得税の課税標準額×4/100

② 保有分　・基準面積（5,000 ㎡）以上の土地を 1 月 1 日において所有する者の当該土地に対して課するもの
・申告納付期限：その年の５月 31 日
・税額 ＝ 取得価格×1.4/100 － 固定資産税の課税標準額×1.4/100

(3) 課税の停止（地方税法本法附則第 31 条）

① 取得分　平成 15 年 1 月 1 日以後に取得された土地の取得に対しては、地方税法及び市税条例の本則の規定にかかわらず、当分の間、土地の取得に対して課する税（取得分）を課さない。

② 保有分　平成 15 年以後の各年の 1 月 1 日において土地の所有者が所有する土地に対しては、地方税法及び市税条例の本則の規定にかかわらず、当分の間、平成 15 年度以後の年度分以後の年度分の土地に対して課する税（保有分）を課さない。